

令和7年7月28日

保護者 様

長崎県立鳴滝高等学校長 竹嶋 潤一
(公印省略)

令和7年度の高校授業料に対する支援について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、国の「いわゆる高校無償化」の実施に伴い、令和7年度においては就学支援金制度の所得制限により不認定となった世帯に対して、授業料相当額の教育費が「臨時支援金」として支給されます。

既に保護者の皆様には就学支援金の受給資格申請書または収入状況届出書をご提出いただいておりますが、臨時支援金を受給する際は、別途、受給資格申請が必要となります。

臨時支援金の該当となる方については、後日改めて申請書類等をご案内いたしますのでそれまでお待ち頂き、内容をご確認のうえご対応ください。

記

1 申請書類等の配付時期

- ① 2～3年生のうち、令和7年4月～6月分の就学支援金が不認定となっている、または辞退届を提出している世帯 ……7月中
- ② ・1年生及び転編入生のうち、令和7年4月～6月分の就学支援金が不認定となった世帯
・全学年生徒のうち、令和7年7月～令和8年3月分の就学支援金が不認定となった世帯
……9月以降 (就学支援金の受給資格審査結果がわかり次第)

2 留意事項

- ① 保護者の皆様へ直接授業料相当額が支給される制度ではなく、不認定又は辞退となった(なっている)今年度の期間分の授業料に臨時支援金が充当されます。
- ② 親権者等に変更があった等、世帯状況に変更があった場合は必ず事務室へご連絡ください。
- ③ 以下の場合、臨時支援金または就学支援金を受給できないため、授業料をお支払いいただきます。
 - ア. 臨時支援金、就学支援金の受給資格申請をしていない場合
 - イ. 所得の申告をしておらず、市町村民税の課税標準額等が確認できない場合

担当：事務室 鶴崎
TEL: 095(820)0056